



日本の夏が、とんでもない暑さになっています。東京都環境局によれば、過去 100 年間で東京の年間平均気温は、実に 3℃ 以上も上がっているといい、世界の平均である約 0.7℃と比較すると際立っています。そんな東京ミッドタウン日比谷に期間限定で「屋外用エアコン」の試作品が設置されていました。都民の生活環境改善に加え、増加する外国人観光客への「おもてなし」という観点から東京の夏の暑さ対策を進めているそうです。発売は 2019 年度を目指しているということで、オリンピック開催には街中で見られるかもしれません。

さて今回は、2017 年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、2018 年 1 月から配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額などが大きく改正されました。今回の改正による影響を見ていきたいと思います。

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

今までは、夫は妻を税法上の扶養とするために、パート等で妻が働く場合でも年収 103 万円を超えないようにしていた世帯が多く、いわゆる「**103 万円の壁**」がありました。それが今回の改正で「**150 万円**」まで引き上げられることになりました。しかし、単純に金額の増大により、妻が多く働けるようになったかという、一概に言えないようです。

◆これまでの制度

パートタイマーなどで、妻が働くとき、昨年までは年収 103 万円以下であれば、夫は配偶者控除として一律 38 万円の所得控除を受けることができました。これにより、夫の所得税を低くできる効果があり、夫の収入に関係なく、妻の収入を調整することにより、配偶者控除が受けられたのです。

そして、妻の年収が 103 万円を超えると、夫は配偶者特別控除を受けることができ、妻の年収が 141 万円になるまで段階的に減少する仕組みになっていました。

しかし、2018 年 1 月 1 日以降、次のように変わりました。

◆変更点

1. 夫の年収が 1220 万円を超える場合は、配偶者控除が受けられなくなった
2. 配偶者控除の控除額が一律 38 万円ではなくなった
3. 妻の年収が 201 万円になるまで配偶者特別控除が受けられるようになった
4. 配偶者特別控除の控除額が夫の合計年間所得によって変わった



よく記事でご覧になる、「150 万円までなら扶養枠で働ける」というのは、夫の年収が、1,120 万円以下の場合であり、それを超過する場合には、控除額の減額（**1,220 万円を超過**する場合には **0 円**）となり高所得者への増税となっています。高所得者の妻が、昨年同様、103 万円を意識し、勤務時間の調整を行っている場合、年末に思わぬ税金の支払がある可能性があり、注意が必要です。

上記により、夫の年収が 1,120 万円以下であれば、150 万円上限まで働く。という考えもありますが、社会保険の 130 万円の壁にも注意が必要です。妻の年収が 130 万円を超える場合、社会保険への加入が必要となり、健康保険料や厚生年金保険料が発生し、かえって手取りが少なくなる可能性があります。



税金の扶養は昨年までであれば、夫の収入は関係なく、「控除対象配偶者」として妻の年収が 103 万円あるかどうかで判断していましたが、今年から「源泉控除対象配偶者」となり、本人の年収が 1,120 万円以下で、妻の年収が 150 万円以下のみが該当することとなったため、今までと同じようにはいきません

税法改正により思わぬ支払が発生しないように、各家庭でのベストな働き方を考えていく手助けになればと思います。

【固都税精算】

Q.不動産の売買を行ったところ、固定資産税及び都市計画税（以下、「固都税」）の精算金というものが発生しました。税金について精算をするということに疑問を感じましたが、問題ないでしょうか。また、注意すべき取扱があれば教えてください。

A.固都税は、賦課期日（毎年1月1日）現在において所有者として登記されている者に対して課せられます。

つまり、その後売買をしたとしても、その年の1月1日現在に、不動産を所有していた者がその年1年分の固都税の納税義務を負うことになります。

そのため、仮に1月31日に売買が行われた場合に、実質的には1ヵ月しか保有していなかったのに、1年分の税金を負担が生じます。そこで、売主と買主の両者でそれぞれの所有期間に基づいて按分した額を売買時に精算するというのが不動産売買の慣行上行われています。

また、精算の内容としては税金のそれぞれの負担額を精算しているという名目ですが、税務上は、不動産売買に伴って**当事者間で売買代金の精算**をしているにすぎないとみなされ、建物に係る固都税精算金は**建物売却代金**の一部とされることにより消費税が課されます。同様に、土地に係る固都税精算金は**土地売却代金**の一部とされ、非課税売上とされますので、ご注意ください。（租税公課のお支払いとはなりません。）

なお、関西の場合は若干精算方法が異なるなど、地域によって商慣行の違いがあるため、注意が必要です。

✿標準報酬月額改定時期✿

7月1日現在使用している被保険者に4月、5月、6月に支払った賃金を算定基礎届により届出し、毎年1回、**標準報酬月額を決定**します。

ここで決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで使用することになります。よって**10月に支給される給与から新たな標準報酬月額での社会保険料が控除されることとなります。**

※**当月分の保険料を当月分給与から控除**している企業については、**9月に支給される給与から控除**になりますので、ご注意ください。

✿スタッフブログ✿

弊所ホームページにて、**事務所スタッフによるブログ**を公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。< <http://ameblo.jp/yaraichotax/> >

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
何かとあなたに注目が集まる月。油断は禁物！仕事をはじめ何事も手抜きをせず、確実にこなしていきましょう	今月は、大きな発展が期待できます。グループ行動では、丁寧な言葉遣いと気の利くところをアピールしましょう	仕事先で幸運な出会いがあるでしょう。特に初対面の方はしっかりとチェックし、ぜひ話をしてみてください	今までに知り合った人の中から、特別な存在と思える人が出てくるでしょう。縁を大切につないでいってください



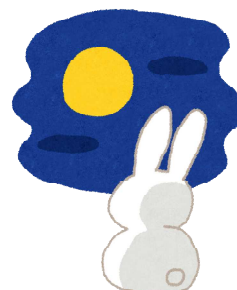
優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukg@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。